

行政書士実務日記

(ワリシターより抜粋)

「これまでのあらすじ」

以前、船舶は貨物船の種で、海底から汲み上げた土砂を運搬するため、船主のAさんがB海運会社に乗組員付きで船舶を雇船したのです。ところが、事業開始後、B海運会社がいくらか海底を掘り下げて、予定量の海砂がとれませんでした。そこでB海運会社は、このまま船舶を賃貸してもムダとばかりに、3カ月目になって船舶を返還してしました。さあ、そこで波乱が起きました。なんとB海運会社は船舶の賃料を支払わないというのです。

ジュール、作業手順など細かな点を質問していきましました。余談になりますが、このように証人から事情聴取をする場合は極力テープに録音しておいた方がよいでしょう。というのも、裁判などではこちら側が作成、提出した陳述書の内容について裁判所から証人として呼び出されることもあるからです。その場で行政書士が誘導尋問を行ったなどと追求されることもありますから、なるべくテープに録音しておいた方が無難なのです。通り事情聴取が終了すると事務所に戻って陳述書として意見をまとめます。陳述書の作成形式はいろいろですが、証人の証言を事実関係に基づいて整理し、論旨明快に表現できているればよく、その上で有利な事実がはつきりしていればベストです。私は陳述書を作成、タイムの陳述書という文字の下に(案)といれて証人にファックス、最終確認をしてもいいました。この段階では本人から何らの異議もなく、そのまま弁護士と打ち合わせ、公判で証拠として提出しました。ここまででは順調に事が運んだのです。

「本件契約は請負契約で賃貸契約ではない。だから運搬という仕事の目的を達成しない限り、A船主に報酬請求権は生じない。予定量の海砂が取れず運搬はできなかったのだから、金を払う必要はない」という被告方と本件は船舶賃貸借契約と労務供給契約との混合契約である。よって、海砂の運搬をしたか否かにかかわらず、賃料請求権は発生する」というこちら、原告側。裁判では原告被告どちら側に指揮命令の裁量権があったのが争点となりました。そこで裁判を有利に展開するため関係者から事情聴取、陳述書を作成して状況証拠を固めようという方針です。この「陳述書の作成」が行政書士である私の役目です。相手方の弁護士も同じ手を打つてくれるはず。早く証人から有利な証拠を集めないとイケません。早速、依頼者にアポをとるよう弁護士に要請、翌日には依頼者の会社で事情聴取を実施しました。当方の要請にこの証人を推薦したのは依頼者でした。証人は本件船舶に乗り組んでいた船員です。実際に船舶に乗り組んでいた船員であれば、誰の指揮命令によって操船作業をしていたのか知りうる立場にあると考えての事情聴取です。話しの概要を聞いてみると作業時間、作業場所などはすべて被告が指示していたとのことでした。私はそれを聞いて、内心「これで指揮命令の裁量権が被告にあった事が立証できる」と思いました。そこで早速証人の陳述をテープに録音しつつ、証人の立場当時の作業スケ

行政書士

田島 隆 先生

Profile

昭和43年1月18日生まれ
家庭の事情にて高校中退。
以後フリーターとして約30種類の業種を経験。

平成3年 海事代理士試験全国最年少合格 → 同年開業
平成7年 行政書士試験合格
平成8年 モーニング「ナニワ金融道・海事編」にて原案者
平成11年 5月より「モーニング」にて原作をつとめる
『カバチクレ!』連載開始

講演会ビデオ
も好評発売中!

田島先生が行政書士を目指した理由や、
実際に扱った事件の数々をお話します。
Part1 (GH99002) / Part2 (GH00002)
〈送料・税込:各1,000円〉

山内常男事務所訪問インタビュー

山内先生は年間売上収入数千万円の行政書士。建設業許可申請を主として行政書士事務所を構えていらっしゃる。その他東京都行政書士会広報部長や東京都行政書士会豊島支部長を兼任、さらに実業研究団体「産興会」を設立されるなど非常に幅広い活躍をされている先生です。

Q 行政書士として開業されるまでの経緯をお教えいただけますか。

約30種ほどの職種を経験し、行政書士事務所補助者として2年ほど働き、そこで自分自身の本当の「仕事」に出会ったように思いました。昭和63年の9月の行政書士試験を受験し、その年に合格してすぐに開業しました。何をやる、なんていうことはきちんと決めていませんでしたが、18歳で東京に出てきたときから、30歳代での独立開業を自分自身の目標としていました。そこで、満39歳で開業したわけです。

Q 行政書士の仕事をやっていくうえで、大切なことはなんですか。

権利義務に関する業務を通じて「個人の暮らしや法人の発展に貢献すること」ができます。これは行政書士だけでなく、法的国家資格業に共通して言えることです。何の資格を持ってそれをやるかではなく、「どの様な志を持ってそれをやるか」といったことが一番重要なことではないでしょうか。きれいなことではなく、志をもつてすれば、本当に収入は後からついてきます。

中村一夫先生講演会

バイタリテイあふれる若手

行政書士が語る開業5年目の裏話

実務家として活躍されている中村一夫先生を7/7(金)に渋谷駅前本校にお迎えし、「自身の経験を通して行政書士の仕事の魅力」を伺います。ご参加いただけない方のために講演会を収録したセットテープにて販売致しますので、行政書士受験勉強中の方はもちろん、将来独立開業に興味のある方は是非お聴き逃しなく!

お電話にてお申込みいただけます!

五〇〇円(送料/税込)7/21(金)より発送

LEC
東京リーガルマインド

行政書士事業本部 ☎ 0120-50-0138

(月～金)9:30～20:00(土・祝)9:30～17:00(日)休み

〒161-0033 東京都新宿区下落合1-6-9 卓謙ビル

発行日:2000年7月1日/この広告物は発行日現在のものであり事前の告知なしに変更する場合がありますので予めご了承下さい。/有効期限:2000年7月31日
著作権者 (株)東京リーガルマインド ©2000 LEC/K.K.Tokyo Legal Mind, Printed in Japan 複製・頒布を禁じます。 GW0060013

インターネットオンラインスクール
D'z LEC
http://www.lec-jp.com
E-mail info@lec-jp.com

実際に行政書士として活躍する、先生方に聞きました。



山内常男 先生

昭和61年 行政書士事務所補助者勤務
昭和63年 行政書士試験受験・合格
同年11月 山内常男事務所設立
平成元年4月 東京行政書士会
豊島支部長 就任
平成2年3月 国際行政書士協会設立
事務局長就任
平成4年10月 東京都行政書士会
建設宅建部長 就任
平成9年6月 東京都行政書士会
広報部長 就任



東京都行政書士会の広報部長でもある山内先生。表紙のちぎり絵は先生がご自身でお作りになったもの。

年間売上収入数千万円の行政書士。建設業許可申請を主として行政書士事務所を構えていらっしゃいます。その他東京都行政書士会広報部長や東京都行政書士会豊島支部長を兼任、さらに実業研究団体「産興会」を設立されるなど非常に幅広い活躍をされている先生です。一体どんな方なんでしょうか、巣鴨にある事務所を訪ねてみました。

Q1. 行政書士として開業されるまでの経緯をお教えてください。

A1. 約30種ほどの職種を経験し、行政書士事務所で補助者として2年ほど働き、ここで自分自身の本当の「仕事」に出会ったように思いました。昭和63年の9月の行政書士試験を受験し、その年に合格してすぐに開業しました。何を、なんていうことはきちんと決めてはいませんでした。18歳で東京に出てきたときから、30歳代での独立開業を自分自身の目標としていました。そこで、満39歳で開業したわけです。

Q2. 行政書士事務所開業にあたり苦労されたことはありますか。

A2. 家族には経済的負担をかけて苦労をさせましたが、自分自身では苦労をしたとは思いません。また、仕事以外に「一流の経済人」を目指すための「経営研究会」を作り、同じ志の仲間たちと毎月1回の定例会を持ち、独立自営に備えました。したがって、開業にあたり苦労は感じませんでした。いろいろな疑問や困難にチャレンジすることがとても楽しく思えました。

Q3. 行政書士の仕事をやっていくうえで、大切なことはなんですか。

A3. 権利義務に関する業務を通じて「個人の暮らしや法人の発展に貢献する」ことができます。これは行政書士だけでなく、法的国家資格業に共通していえることです。「何の資格を持ってそれをやるか」ではなく、「どのような志を持ってそれをやるか」といったことが一番重要なことではないでしょうか。

きれいごとではなく、志を持ってすれば、本当に収入は後からついてきます。

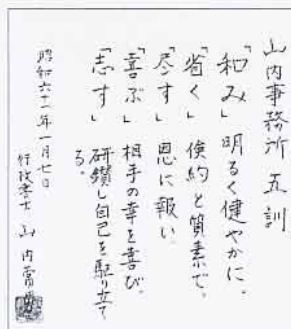
Q4. 先生が実施されている研修制度について、実施されている理由やその内容などをお教えてください。(5ページ 研修制度参照)

A4. 私自身、独立開業前に2年間の補助者経験

をしました。そこでは顧客開拓や売上歩合の営業を中心に担当し、書類作成はほとんどしていません。しかし、営業の経験が後に事務所開業した際にプラスになりました。

独立すれば顧客開拓は経営者の仕事であります。経営者は率先し本来の顧客開拓活動にあたらなければ事務所経営はできないと思います。山内事務所の補助者の仕事は以下のとおりです。

- ①電話応対 ②手続案内送付 ③手続訪問日程 ④準備書類収集 ⑤各種文書作成 ⑥パソコン入力 ⑦提出書類点検 ⑧書類官庁提出 ⑨返却書類整理 ⑩完了書類返却 ⑪手続終了報告 ⑫入金御礼発送 ⑬顧客管理 ⑭各種情報提供 ⑮業務ミーティング



山内先生の直筆による色紙。事務所内にいつも掲げてあります。

以上のような業務を、研修では計画的にすすめていきます。研修期間は2〜3日から1カ月間としていますが、1年以上といった場合もあります。「研修」とはいっても、手とり足とりの講習会のような教え方はできません(研修料をいただいているわけではありませぬ)。しかし、与えられた業務を確実にこなすことにより、業務遂行力を身につけ、将来の事務所開設への自信につながると考えます。

Q5. 21世紀の社会には、どのような人材が必要とされるとお考えですか。

A5. ①人生は「感動の創造」です。自分には何ができるのか。何をなすべきか。しっかりした目標・目的を持っている人。②「疑問への挑戦」「探求する眼」をいつも持ち続ける人。③「依存から脱皮」すぐ人に頼らない。能力を出し惜しみしない人。④「可能性への挑戦」失敗にめげず前向きに行動できる人。⑤「自己実現」に生きがいを見いだせる人。

この5つを持っている、または持とうと努力している人だと思います。



猿田裕美さん(24歳)

平成9年10月 行政書士試験受験
平成10年1月 行政書士試験合格
平成10年3月 大学卒業
平成10年4月上旬 山内事務所での一カ月間の研修を修了
平成10年5月 山内事務所に本採用

山内事務所で研修を受け、その後採用されてから約2年経ちました。

Q1. 大学時代に行政書士試験を受験されたのはどういった理由からですか?

A1. もともと「行政書士」という仕事にはとても興味がありましたが、就職のことは漠然としか考えていませんでした。なんのツテもコネもなく、どうしよう…と思っているところに、LECさんから山内事務所をご紹介をいただいたんです。

Q2. 入所のきっかけはどういったものですか?

A2. 始めは「研修制度」を利用して研修生として1カ月お世話になりました。その間は書類整理など事務作業が主でしたが、実際に事務所で仕事することで、事務所の業務内容や雰囲気、お客様への対応の仕方など得るものは大きかったと思います。

Q3. 最初の1年間、お仕事の内容はどういったものでしたか?

A3. 一番はじめに、山内先生に都庁へ連れて行って頂きました。役所の中はこうなっていて、書類提出はこうにするのだ、ということを知りました。山内事務所では建設業関係の書類を多く扱っていますが、専門用語などわからないことだらけで「どうしよう……」と少し不安でしたが、2回目からは一人で提出に行きました。事務所に迷惑をおかけする

ことのないよう、頑張って勉強しました。行政書士は官庁からの信頼が厚いため、「何も知りません」ではプロの仕事として成り立たないんです。実は、最初のころはFAXを裏返しにして、白紙の書類をお客様に送ってしまったなんていう失敗もしたんですが(笑)、だんだんと事務所からの信頼を回復し(笑)、2年目にさしかかるところには書類を預かるところからお返しするまで、1本の仕事をいただくようになりました。

Q4. 2年間お仕事をされて学んだことは何ですか?

A4. 資格を持って開業していても、お客様と接している限りはサービス業なんだということを深く実感しました。

「行政書士」という自分が、どうやって社会に貢献していくか、という考えを持つことができるようになりましたね。

Q5. 最後に、今後受験される方へのメッセージをお願いします。

A5. 私は山内事務所になんのコネもなく入所することができました。とてもラッキーだったと思いますが、学生時代から行政書士になりたい、という気持ちを少しでも持っていたことはやはり大きな強みになっていると思います。みなさんにもなにかひとつ、目標を持って学習をされると良いのではないかと思います。



田島 隆 先生

行政書士・海事代理人
週刊モーニング「カバチタレ!」原作者
「ナニワ金融道・海軍編」原案者

行政書士の業務には、許認可手続きの他に「権利義務に関する業務」というものがあります。

これは、売買契約書や和解契約書など、様々な契約書を作成したり、内容証明書や告訴状を作成する業務のことをいいます。書類の作成といっても、ただ単に依頼者のいうがままに書類を書くのではありません。行政書士は、依頼者がどういった法的効果を望んでいるのか、依頼者にはどんな権利義務が発生しているのかなど、様々な法的判断を加えながら書類を作成しなければならないのです。

行政書士は、国民の権利義務に直接かかわる法律専門家なのです。したがって高い法的能力と社会一般に通ずる深い教養が要求され、私たち行

政書士はそれに応えていかなくてはなりません。

行政書士の仕事は派手ではありません。しかし身近なトラブルやそのトラブルを事前に防止する「予防法務」の分野では行政書士が日々活躍しているのです。

みなさんも「街の法律専門家・行政書士」になって活躍してみませんか。



©田島隆・東風孝広・週刊モーニング

研修制度・事務所紹介

ご登録ください! 行政書士事務所をご紹介します。

株式会社プロキャリア

スペシャリストの派遣紹介会社です。

※詳細については29ページをご参照ください。

お問い合わせ・資料のご請求先
株式会社プロキャリア
TEL. 03-5572-7503
(月～金) 9:00～18:00



実務家講演会

年に2～3回、実務家の先生による講演会を実施しています。「行政書士」って実際にどのような仕事をしているの? という疑問を持っている方は是非ご参加ください。実施日程についてはお問い合わせください。



田島隆先生講演会風景